

令和6年3月12日

第579回 海務協議会議題

1. 横浜港のクルーズ船概要について
2. 人事異動期に係る一括交通許可証（パス）の管理について
3. 船舶乗組員や訪船者の手続き不備事例について
4. 横浜税関における密輸摘発状況（令和5年）
5. その他・質疑応答

〈横浜税関 出席者〉

- | | | |
|----------------|----|-------|
| ・ 監視部総括許可部門 | 澤口 | 統括監視官 |
| ・ // | 志鳥 | 上席監視官 |
| ・ 監視部取締部門（第3班） | 三上 | 統括監視官 |

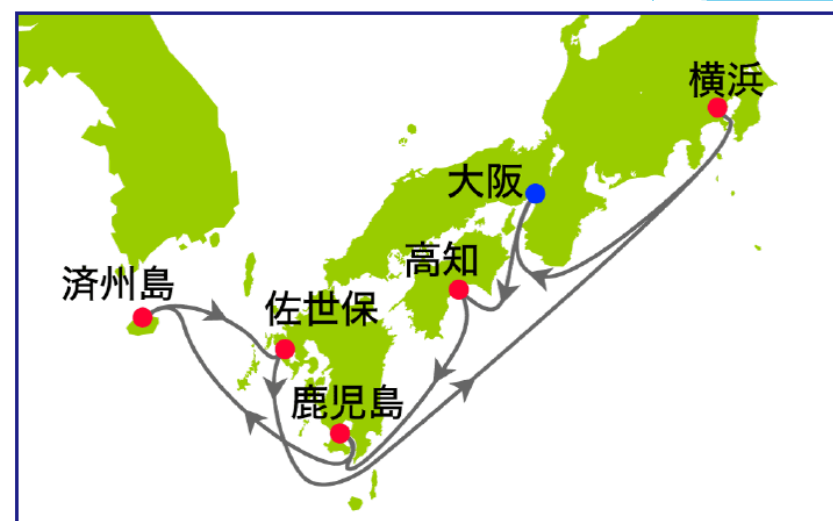
◆ 横浜港のクルーズ船概要

クルーズ船 全国入港隻数ランキング

2023年 順位	港名	隻数
1	横浜	104
2	長崎	95
3	鹿児島	78
4	那覇	73
5	博多	64
6	神戸	60
7	広島	58
8	清水	53
9	高知	51
10	大阪	46
2023年全国合計 (94港)		1,296

(税関調べ)

クルーズ船 航路の紹介 【外地ワンタッチクルーズ】



(例：MSCベリッシマ日本発着クルーズより)
横浜→大阪→高知→鹿児島→済州島（韓国）
→佐世保→横浜（クルーズ終了）

横浜港客船ターミナル整備状況（2024年1月現在）

【大さん橋国際客船ターミナル】

(施設) 延床 34,732㎡／地上2階、地下1階
CIQエリア：約2,500㎡、屋上デッキ・交通広場
(供用) 2002(H14)年
(係留施設) 延長900m、水深-10～12m、2バース
最大5～11万ト級×2隻同時着岸可能
(外航) 2023年45隻

【新港ふ頭客船ターミナル】

(施設) 延床 30,290㎡／地上5階（商業、ホテル併設）
CIQエリア(1F)：約4,200㎡
(供用) 2019(R元)年11月
(係留施設) 延長340m、水深-9.5m、1バース
最大約11万ト級×1隻まで着岸可能
(外航) 2023年19隻



【山下埠頭・暫定ターミナル】

※既存上屋を活用
(施設) 延床 約5,900㎡(4号上屋)
CIQエリア：約2,000㎡
(係留施設) 延長420m、水深-12m、1バース
(外航) 2023年0隻

【大黒ふ頭客船ターミナル】

(施設) 延床 約4,500㎡／1,500㎡×3棟 に加えて、
大黒T-3上屋2,772㎡を併用し、横浜港最大面積
(供用) 2019(H31)年4月
(係留施設) 延長715m、水深-10～-12m(2019年3月)
延長1030m、水深-11～-12m(2022年1月)
ベイブリッジ通過不可の大型・超大型客船受入岸壁
約14万ト～16万ト級最大2隻まで着岸が可能
(外航) 2023年40隻

クルーズ客船 クラス名称と基準

Casual

カジュアル

大衆層を対象とした船。

“Mass Class”又は“Contemporary Class”とも呼ばれる。

US\$ 100～350/泊、大型化によるスケールメリットで単価を下げている。

値段を低く設定した分、船内での飲食の有料部分を多くしたり、カジノスペースを大きく取ったりし、それらを収益源とするビジネスモデル。

MSCクルーズ、ロイヤル・カリビアン、カーニバル・クルーズ、コスタ・クルーズ、等。

`MSC BELLISSIMA、`SPECTRUM OF THE SEAS、`CARNIVAL PANORAMA、等

Premium

プレミアム

付帯するサービス（全食事付、付帯イベント類）を加味し、このクラスの下・中級船室であれば、日本のリゾートホテルと同等ないしは割安。

US\$ 150～400/泊。

プリンセス・クルーズ、セレブリティ・クルーズ、ホーランド・アメリカ。

`DIAMOND PRINCESS、`WESTERDAM、`につぽん丸、等

Luxury

ラグジュアリー

クルーズ客船の中でも上級なサービスを提供する船。

US\$ 400～1000/泊。

MSCクルーズ（MSCヨットクラブ）、リージェント・セブンシーズ、シルバーシー、シーボーン、クリスタルクルーズ、ウインドスタークルーズ、キュナード（下級船室はプレミアム）。

`QUEEN ELIZABETH、`SEVEN SEAS EXPLORER、`飛鳥Ⅱ、等

Boutique

ブティック

ラグジュアリーの中でも船型を比較的小規模に抑え乗客に対する乗組員比率をさらに高くし、一人一人によりきめ細かいサービスを提供する船。

US\$ 600以上/泊。

リージェント・セブンシーズ、シルバーシー、シーボーン、ハパックロイド。

`STAR LEGEND、`THE WORLD、等

人事異動期に係る一括交通許可証（パス）の管理について

1. 一括交通パスの返却について

4月は人事異動の時期です。業務上、外国往来船に交通しなくなる方がいらっしゃると思います。その場合は、速やかに任意の様式で返納届（返納日、パスNO、所属会社、氏名、返納理由を記載）を作成し、一括交通パスの返却をお願いいたします。

その他、次に掲げる場合においても、直ちに税関に一括交通パスの返却をお願いいたします。

- （１）交通の許可期間が満了したとき。
- （２）交通の許可を取り消されたとき。
- （３）許可証等の再交付を受けた者が、亡失した許可証を再入手したとき。
- （４）交通の許可を受けた者が死亡したとき。

2. 一括交通パスの紛失について

一括交通パスを紛失したことが判明した場合は、税関には任意の様式で紛失届（パスNO、所属会社、氏名、紛失の状況）を提出願います。

引き続き外国往来船に交通する場合は、新規での一括交通パスの申請を行っていただきますが、その許可が下りるまでは、都度での交通申請を忘れずに行い、訪船して下さい。

船舶乗組員や訪船者の手続き不備事例について

税関手続きの不備により、乗組員及び訪船者等に対する指導を行う事案が発生しております。

船舶代理店各社におかれましては、入出港業務等で船舶に乗船した際、船長を通じ乗組員等により下記事例をご紹介いただくことや、船社、荷主等の訪船者に注意を促すことなど、事例を参考にご対応をお願いいたします。

1. 「乗組員」

【事例 1】

本船から乗組員が海外で購入した紙巻タバコをカートン単位でたくさん持って下船した。

Point ! 税関の許可なく輸入することはできません。

例えばプレゼント等として国内の友人に渡すため本船から卸す場合には、事前に乗組員による税関手続きが必要になります。

(手続例) 携帯品申告【別紙様式参照】

【事例 2】

乗組員が、大量の購入物品を所持して帰船しようとしている。所持品の購入金額を聞くと、30万円以上の買い物であった。

Point ! 税関の許可なく輸出することはできません。

携帯品としての許容範囲を越えているので、税関手続きが必要となります。

(手続例) 輸出申告

<必要な手続き及び根拠(事例 1、2 共通)>

関税法第 67 条(輸出又は輸入の許可)、関税法施行令第 59 条(輸入申告の手続)、58 条(輸出申告の手続)

- ✓ 貨物を輸出入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない
- ✓ 船舶乗組員の携帯品の輸入申告は、関税法基本通達 67-4-10 により「乗組員携帯品申告書」の税関への提出によるものとする(当該申告により、関税法基本通達 67-4-9(旅具通関扱いをする輸入貨物)に規定する貨物に該当するか否か等を確認)
- ✓ 船舶乗組員の携帯品の輸出申告は、関税法基本通達 67-2-8 により「口頭による申告とする。」関税法基本通達 67-2-7(旅具通関扱いをする輸出貨物)に規定する貨物に該当するか否か等を確認

2. 「訪船者」

【事例 1】

訪船者が、乗船した時には無かった紙袋を持って下船した。中身は友人である本船の乗組員からもらった食料品とのことであった。

Point ! 税関の許可なく輸入することはできません。

乗組員の携帯品をプレゼントとして受け取る場合は、上記 1. 「乗組員」【事例 1】の税関手続きを済ませた物品でないと受け取ることはできません。

【事例 2】

訪船者が、乗組員に対してプレゼントとして渡す土産が入った紙袋を持って乗船した。

Point ! 税関の許可なく本船に持ち込むことはできません。税関手続きが必要となります。

(手続例) 持込申告

<必要な手続き及び根拠>

- ✓ 貨物の授受を目的とする交通であるため「船陸交通許可申請」(関税法第 24 条第 2 項)
- ✓ 訪船者による船舶乗組員への携帯品の贈与は「持込申告書」の税関への提出によるものとする (当該申告により、関税法基本通達 67-2-7(旅具通関扱いをする輸出貨物)に規定する貨物に該当するか否か等を確認)

【事例 3】

訪船者が本船へ品物を積み込んでいたので内容を聞くと、市中にある店舗にて乗組員から肉類や飲料等船用品の注文を受けたため、配達のために訪船したことが判明した。税関手続きをすることなく、本船に乗船のうえ食料品を積み込んだと話した。

Point ! 税関の許可なく本船に持ち込むことはできません。税関手続きが必要となります。

(手続例) 持込申告

<必要な手続き及び根拠>

- ✓ 船用品という位置付けで積込む場合は「内国貨物船用品積込承認申告」(関税法第 23 条(船用品又は機用品の積込み等))
- ✓ 船用品積込申告の場合で、交通場所が指定地外の場合は「指定地外交通許可申請」(関税法第 24 条第 1 項)
- ✓ 乗組員個人のもの(携帯品)という位置付けで積込む場合は「持込申告」(当該申告により、関税法基本通達 67-2-7(旅具通関扱いをする輸出貨物)に規定する貨物に該当するか否か等を確認)
- ✓ 持込申告の場合は「船陸交通許可申請」(関税法第 24 条第 2 項)

乗組員携帯品申告書
CREW'S EFFECTS DECLARATION

税関様式 C5370

[illegible]

8. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名
Date and signature by master, authorized agent or officer

(注) 日本の免税範囲等について不明な場合は、所持品すべてを記入し、その旨を税関職員に伝えてください。
Note When you are not sure of the duty-free allowance in Japan, fill in all the articles you have and remind it to a customs officer.

参考

乗組員の酒・たばこ及び金額による免税範囲について（一部抜粋）

航海区分	1 月 未満	1 月以上 3 月未満	3 月 以上
酒類(760ml を 1 本)	0	1 本	2 本
紙巻たばこ	60 本	60 本	60 本
上記以外の 金額によるもの	25,000 円	45,000 円	60,000 円

酒：関税定率法施行規則第 2 条の 4 第 2 項第 2 号、第 3 号

たばこ：関税定率法施行規則第 2 条の 4 第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号

金額による免税枠：関税定率法施行規則第 2 条第 4 項、第 5 項第 1 号、第 2 号、第 3 号



覚醒剤の摘発件数 52 件、過去最高を記録

－ 令和5年の横浜税関における密輸摘発状況 －

横浜税関は、令和5年の1年間に管轄する空港や港湾等において、不正薬物の密輸入等の摘発をした実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物^(※1)

不正薬物全体の摘発件数は219件(前年比49%減、全国の約3割)、押収量^(※2) ^(※3)は約250kg(同40%減、全国の約1割)と、4年連続で200kgを超えた。摘発件数、押収量共に依然として深刻な状況となっている。

外国から到着する国際郵便物の約8割を通関している川崎外郵出張所における摘発件数は206件(同50%減、全国の約3割)となっている。

(※1) 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

(※2) 錠剤型薬物を除く。(※3) 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

(1) 覚醒剤

摘発件数は52件(同58%増)、押収量は約182kg(同約2.9倍)と、共に増加し、摘発件数は、過去最高を記録した。

(2) 大麻

- ・大麻草の摘発件数は17件(同23%減)、押収量は約1kgと共に減少した。
- ・大麻樹脂等(大麻リキッド等の大麻製品を含む。以下同じ。)は、摘発件数は12件(同100%)、押収量は約6kg(同約7.7倍)と押収量が増加した。

(3) 麻薬

- ・コカインの摘発件数は7件(同75%増)、押収量は約1kg(同51%増)と、共に増加した。
- ・MDMAの摘発件数は17件(同56%減)、押収量は42kg(同42%増)と、摘発件数は減少し、押収量は増加した。
- ・その他の麻薬(ケタミン・LSD等)の摘発件数は34件(同15%減)、押収量は17kg(同29%増)と、摘発件数は減少し、押収量は増加した。

(4) 指定薬物

摘発件数は75件(同73%減)、押収量は約1kg(同77%減)と共に減少した。

2. その他

- ・国際郵便物により中国及び香港へ紙巻きタバコ等25,000本を不正に輸出する準備をした事案を告発した。
- ・香港から到着した国際郵便物に隠匿された偽造収入印紙(50シート)を摘発した。

密輸情報フリーダイヤル **0120-461-961**
E-mail : yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

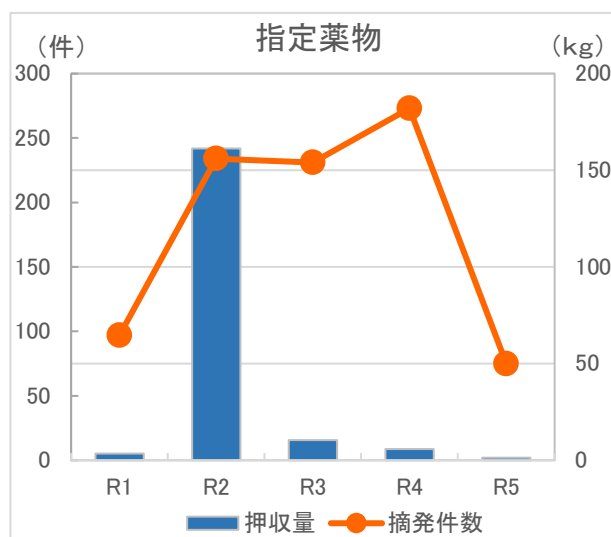
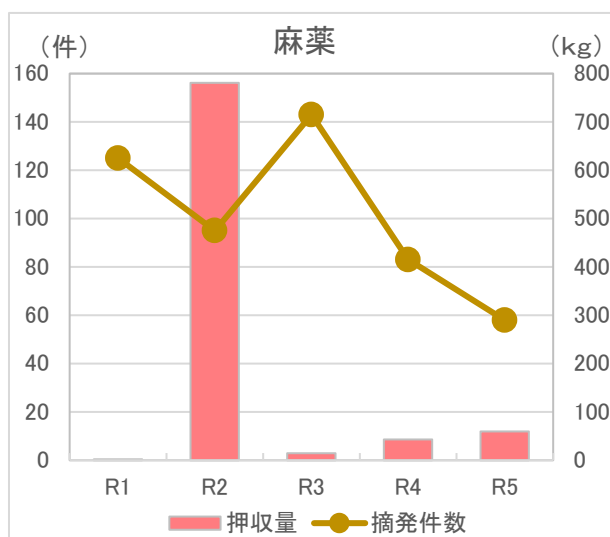
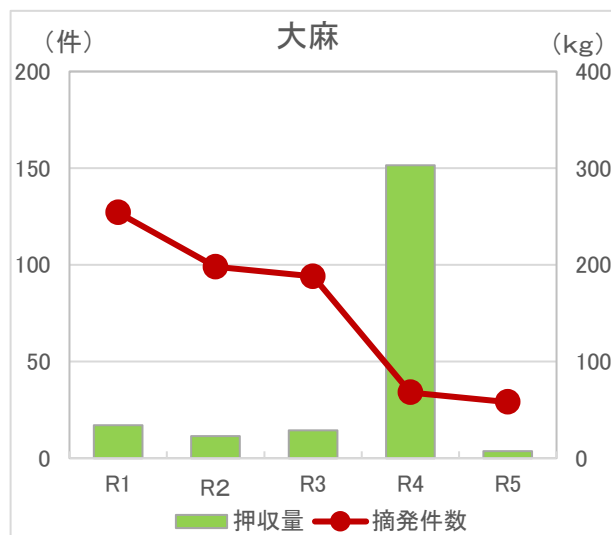
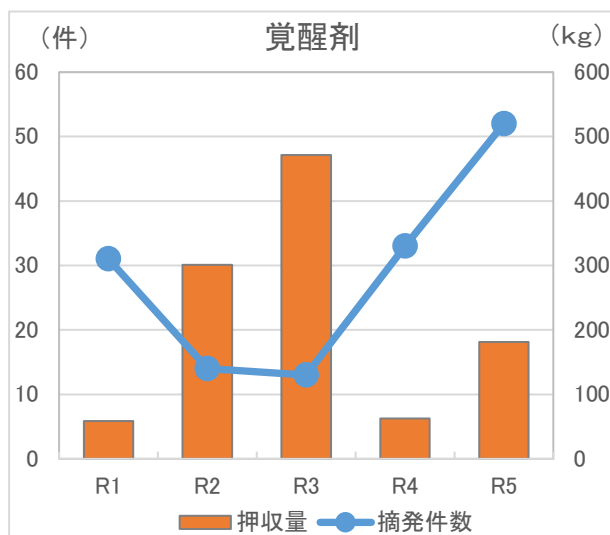
問合せ先
横浜税関 調査部 特別審理官(第1担当)
TEL045-212-6080

横浜税関における密輸摘発状況（令和5年）

不正薬物

不正薬物全体の摘発件数は219件（前年比49%減）となり、全国の約3割を占めた。押収量は約250 kg（同40%減）となり、4年連続で200 kgを超え、全国の約1割を占めた。

横浜税関における薬種別の摘発件数と押収量の推移



- （注）1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
 2. 押収量に錠剤型薬物は含まない。
 3. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 4. 令和5年の数値は速報値である。

仕出地の動向

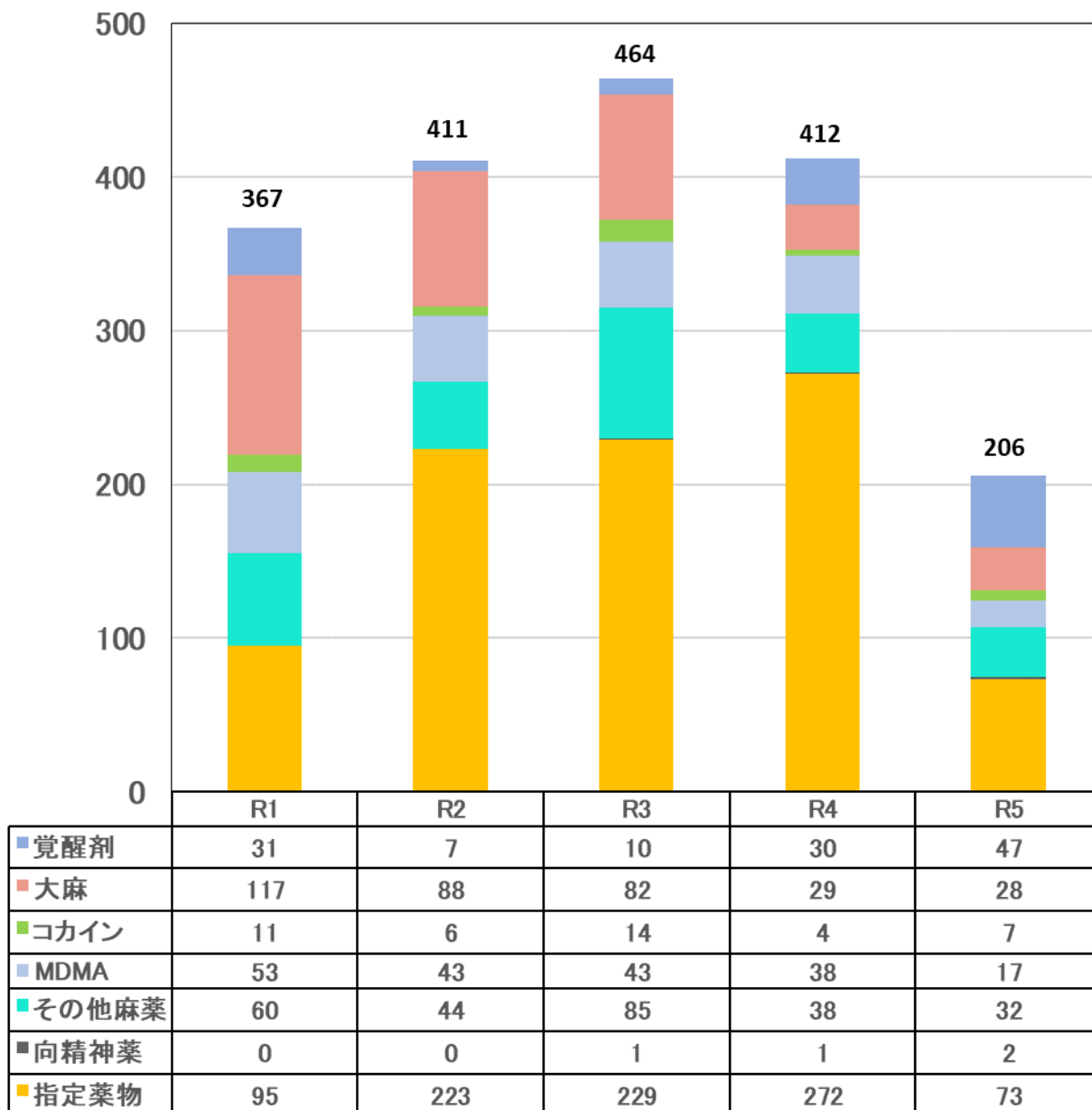
令和5年は、上位4カ国（アメリカ、スロバキア、タイ及びオランダ）からの摘発が全体の約60%を占めた。また、令和4年と比較し、タイからの摘発が約3倍となった一方、台湾からの摘発が約98%減少した（資料3参照）。

国際郵便物からの摘発

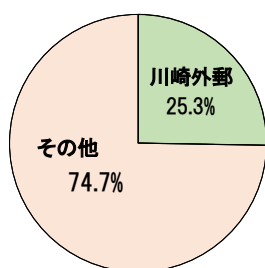
外国から到着する国際郵便物の約8割を通関している川崎外郵出張所の国際郵便物からの摘発件数は206件（前年比50%減）となり、全国の国際郵便物からの摘発件数の約54%を占めた。

川崎外郵における不正薬物の摘発件数

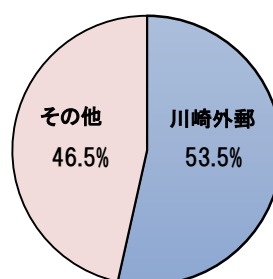
摘発件数[件]



川崎外郵出張所の摘発状況（構成比）



全国の摘発件数



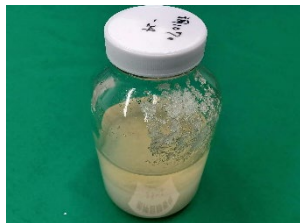
全国の国際郵便物からの摘発件数

主な摘発事例

【事例１】

カナダから到着した海上貨物に隠匿された覚醒剤約116kgを摘発した。

(令和5年6月・本牧埠頭出張所)



【事例２】

タイから到着した国際郵便物に隠匿された覚醒剤約5,980gを摘発した。

(令和5年3月・川崎外郵出張所)



【事例３】

アメリカから到着した国際郵便物に隠匿された覚醒剤約2kgを摘発した。

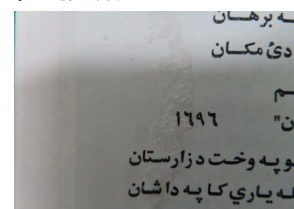
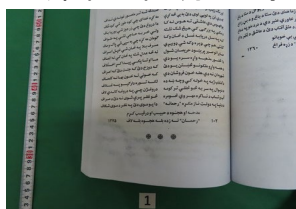
(令和5年4月・川崎外郵出張所)



【事例４】

アフガニスタンから到着した国際郵便物から書籍に浸み込ませた覚醒剤0.06g(書籍込み重量約4,345g)を摘発した。

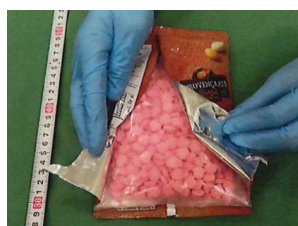
(令和5年7月・川崎外郵出張所)



【事例５】

チェコから到着した国際郵便物に隠匿されたMDMA約15,000錠を摘発した。

(令和5年5月・川崎外郵出張所)



【事例６】

アメリカから到着した国際郵便物(ろうそく)に隠匿された大麻樹脂計約1,076gを摘発した。

(令和5年1月・川崎外郵出張所)



【事例７】

フランスから到着した国際郵便物に隠匿された指定薬物(HHC)約1.5gを摘発した。

(令和5年3月・川崎外郵出張所)



【事例８】

香港から到着した国際郵便物に隠匿された偽造収入印紙(計100万円相当分)を摘発した。

(令和5年2月・川崎外郵出張所)



【資料 1】社会悪物品の摘発実績（全国・横浜）

年 種 類		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年			前年比	
		横 浜		横 浜		横 浜		横 浜		横 浜			横 浜	
											対全国比			
覚醒剤	件	425	31	72	14	95	13	301	33	296	52	18%	98%	158%
	kg	2,587	58	811	301	1,014	472	665	63	1,978	182	9%	297%	290%
大 麻	件	242	127	204	99	199	94	138	34	132	29	22%	96%	85%
	kg	82	34	126	23	153	29	473	303	142	7	5%	30%	2%
大麻草	件	110	47	86	42	94	50	57	22	76	17	22%	133%	77%
	kg	61	27	49	8	22	3	315	302	74	1	2%	23%	0%
大麻樹脂等	件	132	80	118	57	105	44	81	12	56	12	21%	69%	100%
	kg	21	7	76	15	132	26	157	1	68	6	9%	43%	766%
麻 薬	件	209	125	167	95	233	143	237	83	234	58	25%	99%	70%
	kg	656	2	822	781	61	14	188	43	276	60	22%	147%	138%
	千錠	61	1	90	18	133	73	82	40	36	17	47%	45%	43%
コカイン	件	52	11	27	8	34	14	28	4	67	7	10%	239%	175%
	kg	638	2	820	781	14	0	49	1	103	1	1%	212%	151%
MDMA等	件	67	53	74	43	81	44	98	39	60	17	28%	61%	44%
	kg	0	0	2	0	30	10	94	29	109	42	38%	117%	142%
	千錠	61	1	90	17	130	71	81	39	36	17	47%	45%	44%
ヘロイン	件	5	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	kg	17	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他 麻 薬	件	85	59	64	43	118	85	111	40	107	34	32%	96%	85%
	kg	0	0	1	0	16	4	46	13	63	17	26%	138%	129%
	千錠	0	0	0	0	3	3	0	0	0	-	全減	20%	全減
向精神薬	件	6	-	2	1	6	1	16	3	10	5	50%	63%	167%
	kg	-	-	-	-	0	-	0	0	0	0	100%	1%	1%
	千錠	0	-	1	1	1	0	2	-	1	0	71%	34%	全増
あへん	件	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
指定薬物	件	165	97	300	234	302	231	354	273	143	75	52%	40%	27%
	kg	14	4	169	161	19	10	19	6	11	1	13%	55%	23%
合 計	件	1,047	380	745	443	836	482	1,046	426	815	219	27%	78%	51%
	kg	3,339	99	1,928	1,267	1,251	525	1,346	415	2,406	250	10%	179%	60%
	千錠	61	1	91	19	134	73	84	40	37	18	48%	44%	44%
(参考)使用回数	万回	10,957	-	5,530	-	3,577	-	2,608	-	7,024	-	-	269%	-

銃 砲	件	-	-	3	1	1	-	6	-	1	-	-	17%	-
	丁	-	-	3	1	1	-	7	-	1	-	-	14%	-
うち拳銃	件	-	-	3	1	1	-	6	-	1	-	-	17%	-
	丁	-	-	3	1	1	-	7	-	1	-	-	14%	-
拳銃部品	件	-	-	-	-	1	1	2	1	1	-	-	50%	-
	点	-	-	-	-	1	1	4	2	1	-	-	25%	-

- (注) 1. 令和元年は、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月を示す。以下同じ。
2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
5. MDMA 等は、MDMA、MDA 及び MDE の合計を示す。
6. その他麻薬には、ケタミン・LSD 等が含まれる。
7. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回流使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂:0.1g、あへん:0.3g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、MDMA 等及び向精神薬:1 錠)
8. 端数処理のため数値が合わないことがある。
9. 数量の表記について、「0」とは 500gまたは 500 錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
10. 令和5年の数値は速報値である。

【資料2】不正薬物の密輸形態別摘発件数（全国・横浜）

（件）

形態別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年			
		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜	前年比	
航空機旅客による密輸	389	1	70	5	24	—	93	—	262	3	全増	
国際郵便物を利用した密輸	520	376	567	429	689	471	728	413	385	209	51%	
商業貨物を利用した密輸	127	3	108	9	123	11	222	13	164	7	54%	
	航空貨物	121	—	95	—	108	1	205	—	155	2	全増
	海上貨物	6	3	13	9	15	10	17	13	9	5	38%
船員等による密輸	11	—	—	—	—	—	3	—	4	—	—	
合 計	1,047	380	745	443	836	482	1,046	426	815	219	51%	

（注）航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

【資料3】不正薬物の仕出地別摘発件数（横浜）

仕出地等	米国	スロバキア	タイ	オランダ*	ドイツ	イギリス	ブラジル	ベルギー	台湾	ベトナム	カナダ*	イタリア	その他	合計
R5摘発件数(件)	43	36	28	25	16	9	6	6	4	4	4	4	34	219
構成比(%)	20	16	13	11	7	4	3	3	2	2	2	2	16	100
R4摘発件数(件)	42	35	9	38	29	12	4	1	187	12	6	1	50	426
前年比(%)	102	103	311	66	55	75	150	600	2	33	67	400	68	51

（注）端数処理のため数値が合わないことがある。